

第1章 統計改革ビジョン2019の基本的な考え方

- 統計情報は、国民から負託された「財産」。
- EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させていく。
- 統計の仕様や品質に関する情報の開示は、適切な利用及び利用者からの信頼確保に不可欠なものであり、透明性の確保を図る必要がある。

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策

- 総務省統計委員会や統計改革推進会議などの政府全体の見直しの方向性と整合性をとりつつ、日本統計学会や社会調査協会などの各種の指摘や提言についても、幅広く取り込み。
- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| <u>1. 組織の改革とガバナンスの強化</u> | ⇒ 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組 |
| <u>2. 統計業務の改善</u> | ⇒ 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組 |
| <u>3. 統計に関する認識・リテラシーの向上</u> | ⇒ 職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組 |

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組

- 単なる再発防止策等に留まらない、政府全体の取組の方向性に即して、更に一步でも二歩でも前に進めるための取組
- | |
|---------------------------|
| <u>1. 速やかな実施が求められる取組</u> |
| <u>2. 中長期的な観点から検討する取組</u> |

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ

- | |
|--------------------------|
| <u>1. 工程表の作成、進捗状況の管理</u> |
| <u>2. 常設の検討会の設置</u> |

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策の詳細

1. 組織の改革とガバナンスの強化 ⇒ 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組

(1) 組織改革、相談窓口の確立

- 統計幹事の下に、改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備。
- 関係者が速やかに問題を報告する相談窓口等を整備。

(2) 外部有識者の積極的な活用

- 統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。厚生労働省内においても外部人材を積極活用。
- 統計学者や経済学者などと、常に協力・相談できる体制を構築。
- コンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討。

(3) 統計部門のリソースの拡充

- 計画的な職員採用や定員の確保。即戦力となる外部人材も積極的に活用。
- 再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保。

2. 統計業務の改善 ⇒ 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組

(1) 統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化）

- 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等などの詳細な調査内容を公開。
- 調査票情報の二次利用を一層促進。行政記録情報の利用促進、利用方法の周知等。

(2) 適正な業務ルールに基づく業務の遂行

- 業務マニュアルの策定（一連のプロセスを可視化）
- 対応手順の策定（誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順、計画変更等の承認権者（専決区分）の明確化）

(3) システムの見直し

- 情報システムの適正化（「ブラックボックス化」したシステムの早急な見直しを検討）
- I C Tを活用した業務プロセスの見直し（手作業のデジタル化、オンライン調査を推進）、エラーチェックの徹底

(4) 調査実施機関との連携

- 統計調査員による適切な調査を実施するため、事務手引き等の整備や研修の充実等を検討。
- 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組（コンプライアンスチェック）を導入。

(5) 統計等データの保存の徹底

- 保存ルールの整備。定期的なフォローアップ等を通じた適正な運用の確保。

3. 統計に関する認識・リテラシーの向上 ⇒ 職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組

(1) 研修の実施

- 統計担当職員を対象とした段階的な研修体系の整備。長期研修等を受講しやすい環境の整備の検討。
- 本省全職員を対象とする基礎研修、幹部職員に対する研修を体系的に整備し、計画的に実施。

(2) 人事交流の推進

- 省内の政策所管部局や、他府省、民間の研究機関等との人事交流等。
- 外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。

(3) 統計職員のキャリアパス形成の見直し

- 職員の統計人材プロファイル（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等。
- 重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成。統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（待遇等）の検討。

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組の詳細

1. 速やかな実施が求められる取組

- (1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進
- (2) EBP Mの推進(省内にプロジェクトチームを設置。EBP Mの実践を通じた統計の利活用の促進)
- (3) データの一元管理の推進
- (4) ICTを活用した業務プロセスの更なる見直し(AIやRPA(自動化ロボット)の調査研究)
- (5) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応
- 普段からの統計委員会や統計委員会事務局との連携。
- 統計委員会や点検検証部会、統計改革推進会議などの動きにも迅速かつ適切に対応。

2. 中長期的な観点から検討する取組

- (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討
 - 統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして設置を検討。
- (2) 分析・政策立案機能の強化に向けた組織機能のあり方の見直し

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップの詳細

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

- すぐに実行すべきもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくべきものの別に応じて整理した工程表を作成し、継続的に、改革の進捗管理を行う。

2. 常設の検討会の設置

- 学識経験者等による常設の検討会の設置を検討。当該検討会において、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認。

(参考) 厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）有識者懇談会について

1 開催の趣旨等

厚生労働省として、政策立案や学術研究、経営判断の礎として常に正確性が求められる公的統計の重要性に対する基本認識を明確にし、作成するすべての統計が真に統計ユーザーや国民の視点に立った統計を作成できる組織へと生まれ変わるため、広く外部有識者の意見を取り入れて、厚生労働省が政府全体の公的統計を牽引するような「統計行政のフロントランナー」となることを目指し、「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）」を策定する。

2 検討事項

厚生労働省が策定する「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）」に盛り込むべき具体的な内容、及びそれが真に実効性のある取組となるような取組の方向性・妥当性等。

3 構成員

梶木 壽（フレイ法律事務所弁護士）

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

◎小峰 隆夫（大正大学地域創生学部教授）【座長】

中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部教授）

吉川 洋（立正大学学長）

【オブザーバー】

美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）

4 開催実績

第1回 7月22日 統計の重要性、今回の統計問題について

第2回 8月2日 第1回を踏まえた論点整理、ビジョン項目案について

第3回 8月20日 統計改革ビジョンに向けた提言案について

8月20日 「厚生労働省統計改革ビジョン2019（仮称）の策定に向けた提言」とりまとめ